

「かわさき男女共同参画ネットワーク」規約

(名称)

第1条 本会は、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、男女平等かわさき条例(平成11年川崎市条例第14号)に基づき、男女がともに人権を尊重され、社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮でき、快適で豊かに生きることができる男女共同参画社会を実現するために、市域全体で活動する民間団体等が協力及び連携し、自主的に男女共同参画を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 意見・情報の交換及び情報発信に関すること。
- (2) 講演会、研修会等のイベントの開催に関すること。
- (3) 後援名義の使用に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同し、市域全体で活動する民間団体等により構成する。

(役員)

第5条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内

(役員を選任)

第6条 役員は、全体会議において互選する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬)

第9条 役員は、無給とする。

(顧問)

第10条 ネットワークに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、川崎市副市長をもって充てる。
- 3 顧問は、ネットワークの運営に関して必要な助言を行う。

(会議の種別)

第11条 ネットワークには、全体会議と運営会議を置く。

(全体会議の構成)

第12条 全体会議は、原則として団体の代表者及び運営委員をもって構成する。

(全体会議の機能)

第13条 全体会議は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) その他この会の運営に関し重要な事項

(全体会議の招集)

第14条 全体会議は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

(全体会議の議決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議の構成)

第16条 全体会議の下に運営会議を置く。

2 運営会議は、第5条に定める役員の所属する団体及び全体会議で承認を受けた団体とし、10団体以内で構成する。

(運営委員)

第17条 運営会議の委員（以下「運営委員」という。）は、団体から推薦を受けた事務局長等をもって充てる。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営会議の機能)

第18条 運営会議は、事業計画等について協議し、企画運営を行うものとする。

2 運営会議は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(運営会議の招集)

第19条 運営会議は、必要に応じて、会長が招集する。

(運営会議の議長及び議決)

第20条 運営会議の議長は、運営委員の互選により選任する。

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第21条 運営会議は、業務企画及び運営の推進のために、企画運営部会及び専門部会を置くことができる。

(事務局)

第22条 ネットワークの事務局は、川崎市市民文化局人権・男女共同参画室及び川崎市男女共同参画センターに置く。

(規約の変更)

第23条 この規約は、全体会議において構成員総数の過半数が出席し、その3分の2以上の決議でこれを変更することができる。ただし、欠席する場合は書面により議決権の行使を委任できる。

(細則)

第24条 この規約の施行に必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年11月29日から施行する。

この規約は、平成20年2月20日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。